

介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用約款

（約款の目的）

第1条 老人保健施設成幸苑（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出した後から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は、新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
 - ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と連帶して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てる求めることができます。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合、利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てる求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帶して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書を毎月10日までに郵送します。利用者及び身元引受人は、連帶して、当施設に対し当該合計額を支払うものとします。なお、支払いの方法は、原則として口座振替とし、振替日は毎月16日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を発行します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。（診療録については、5年間保管します。）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、理事長又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者の病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帶して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用約款に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が、誠意をもって協議して定めることとします。

老人保健施設 成幸苑 【重要事項説明書】

(令和7年9月1日現在)

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

・設置法人	医療法人 成幸会
・代表者氏名	中島 洋二
・施設名	老人保健施設 成幸苑
・開設年月日	平成4年5月1日
・所在地	山口県下松市新川二丁目1番1号
・電話番号	0833-41-7577
・ファックス番号	0833-44-8121
・管理者氏名	中島 洋二
・介護保険指定番号	3550780005 (介護老人保健施設)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護・医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【老人保健施設成幸苑の運営方針】

- ① 当施設は、要介護者・要支援者が、居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、看護・医学的管理の下での介護、リハビリテーション等を行うことにより、利用者の心身機能の維持・回復を図ります。
- ② 当施設は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的にサービス提供を行います。
- ③ 当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他関係機関等との密接な連携に努めると共に、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 施設の職員体制

<入所・短期入所療養介護>

従業者の職種	員 数	常 勤	非常勤	職務の内容
医 師	1 以上	1		病状・心身の状況に応じた日常的な医学的対応
看護職員	10 以上	11	3	医師の指示に基づく医療行為、サービス計画に基づく看護
介護職員	17 以上	14	8	サービス計画に基づく介護
理学療法士等	2 以上	5		リハビリ実施計画書の作成、リハビリの実施・指導
支援相談員	2 以上	4	1	相談への対応、必要な助言・援助
介護支援専門員	1 以上	2		施設サービス計画の作成
管理栄養士	2 以上	2		栄養ケア・マネジメント等栄養状態の管理

薬剤師	1 以上		1	医師の指示に基づく調剤、薬剤の管理
事務員	1 以上	2		請求事務・書類作成等

<通所リハビリテーション>

理学療法士等	2 以上	3		リハビリ実施計画書の作成、リハビリの実施・指導
介護職員	2 以上	2	1	サービス計画に基づく介護
医 師	1 以上	1		
支援相談員	2 以上	4	1	
管理栄養士	1 以上	1		*入所・短期入所と兼務
事務員	1 以上	1		

勤務体制

従業者の職種	勤務体制・時間帯		兼務状況(入所・短期入所/通所)
医 師	8:30~17:30		入所・短期入所/通所
看護職員 介護職員	(日勤) 8:30~17:30	[5~10名]	入所・短期入所
	(日勤) 8:30~17:30	[2~3名]	通所
	(早出) 7:30~16:30	[3名]	入所・短期入所
	(遅出) 10:00~19:00	[4名]	入所・短期入所
	(夜勤) 17:00~9:00	[3名]	入所・短期入所
理学療法士等	8:30~17:30		入所・短期入所/通所
支援相談員・事務員	8:30~17:30		入所・短期入所/通所
介護支援専門員	8:30~17:30		入所
管理栄養士	8:30~17:30		入所・短期入所/通所
薬剤師	8:30~17:30		入所・短期入所

(4) 入所定員等

- ・入所定員 80名
- ・療養室 個室：6室 2人室：2室 3人室：2室 4人室：16室

(5) 通所定員等

- ・通所定員 16名
- ・通常の事業の実施地域 下松市〔笠戸島・米川地区を除く〕※笠戸島本浦は実施可
- ・営業日及び営業時間 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日、8/14～16、12/31～1/3は休み）
8:30～17:30 [サービス提供時間：9:00～16:00]

2 サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）の立案
- ④ 食 事・・・朝食 8:00 昼食 11:40 夕食 18:00 ※通所は昼食のみ
- ⑤ 入 浴・・・一般浴槽のほか利用者の身体状況に合わせ特別浴槽での対応も行います。入所利用者は、週に2回ご利用いただきます。但し利用者の身体の状況に応じて清拭となる場合があります。通所利用者は、利用日に入浴可能です。
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介 護
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理（入所）
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他

*これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。(①下松病院とは、実効性のある連携体制をとっており、県知事への届け出を行っています。)

- ・協力医療機関

- ① 下松病院

所在地 下松市新川二丁目1番1号 (併設) TEL 0833-41-2727
診療科 内科・循環器内科・消化器内科・呼吸器内科・リハビリテーション科
病床数 51床

- ② 周南記念病院

所在地 下松市生野屋南一丁目10番1号 TEL 0833-45-3330
診療科 内科・外科・消化器内科・消化器外科・整形外科・泌尿器科・形成外科・脳神経外科 他
病床数 一般 150床 回復期リハビリテーション 50床 地域包括ケア 50床

- ・協力歯科医療機関

- 花田歯科医院

所在地 下松市栄町一丁目8番21号 TEL 0833-41-5050

◇ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4 施設利用にあたっての留意事項

- ① 食事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者的心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。 [食事提供業務委託先：ソフト・ライフ株式会社]

- ② 面会

来訪者は面会時間を遵守し、必ず面会簿にご記入ください。(面会の条件は、状況等により変更されます。)

- ③ 外出・外泊

外出・外泊の際には、事前に「外出・外泊届」を提出してください。

- ④ 喫煙・飲酒

施設内での喫煙・飲酒はできません。

- ⑤ 設備・備品の利用

施設内の設備・器具等は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。

- ⑥ 所持品・貴重品の管理

所持品・貴重品は、個人において管理してください。入所の場合、保険証類は施設にてお預かりします。

- ⑦ 迷惑行為

他の利用者等の迷惑になる行為は慎んでください。

- ⑧ 宗教活動・政治活動・営利行為

敷地内で、他の利用者等に対する宗教活動・政治活動及び営利行為はご遠慮ください。

5 非常災害対策

非常時は、別途定める「医療法人成幸会消防計画」に則り対応を行います。

・防災設備 スプリンクラー 非常階段 自動火災報知機 誘導灯 防火戸 防火シャッター
 消火器 非常通報装置 他

・防火教育及び消防訓練

- ① 防火教育及び基本訓練 年2回以上
- ② 利用者を含めた総合訓練 年1回以上
- ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底 随時

6 事故発生時の対応

- ① サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- ② 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- ③ 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

7 高齢者虐待防止に関する事項

当施設は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

- ① 虐待防止委員会の定期的な開催と、その結果の従業者への周知徹底
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待防止のための定期的な研修の実施
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者の設置

8 感染症や災害発生時の対応

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要な介護サービスの提供を継続的に実施するための体制を構築します。

- ① 感染症対策の強化（感染防止対策委員会の定期的な開催、その結果の従業者への周知、指針の整備等）
- ② 業務継続に向けた取組の強化（業務継続計画の策定・研修及び訓練の定期的な実施等）
- ③ 災害への地域と連携した対応の強化

9 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として、支援相談員・介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情等は、担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。（TEL 0833-41-7577）

〈受付担当者〉 介護支援専門員 川崎 愛 尾中みどり
支援相談員 中島由美子 鶴原 康子 板垣 祐子
〈受付時間〉 8:30～17:30 (月曜日～土曜日 祝日除く)

また、保険者や国保連合会にも、相談受付窓口が設置されています。

・保険者 下松市長寿社会課介護保険係 下松市大手町三丁目3番3号 Tel 0833-45-1831
下松市地域包括支援センター 下松市大手町三丁目3番3号 Tel 0833-45-1838
・山口県国民健康保険団体連合会 山口市朝田1980番地7 Tel 083-995-1010

〈苦情処理の体制及び手順等〉

当施設の「苦情・要望処理業務規程」に則り、迅速かつ適切に対応いたします。

【利用者からの苦情等受付】 ⇒ 【苦情等の内容確認】 ⇒ 【解決案の提示・改善】 ⇒ 【経過・結果について記録】

《別紙2》 [1割負担]

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について (令和7年9月1日現在)

1 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させて頂きます。

2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護者（要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づいて当施設をご利用いただき、生活機能の維持・向上を目指し、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。

このサービスを提供するに当たっては、利用者に関する医師及び理学療法士、作業療法士その他通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたる職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の身元引受人・利用者の家族等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3 利用料金

介護保険制度では、要介護認定による要介護（要支援）の程度によって利用料が異なります。
要介護の場合は、利用時間によっても利用料が異なります。

（1）保険給付の自己負担額 **※全て1割負担の場合で表示しています。負担割合が2割・3割の場合、表示金額の2倍・3倍の負担額となります。**

〈通所リハビリテーション〉

○基本料金【6時間以上 7時間未満】

要介護1	715円／日	※送迎は基本料金に含む。
要介護2	850円／日	
要介護3	981円／日	
要介護4	1,137円／日	
要介護5	1,290円／日	

○加算料金

入浴費	40円／日	
リハビリテーションマネジメント 加算	593円／月 (6月以内) (6月以降)	*医師・理学療法士等・その他職員が共同し、 継続的にリハビリテーションの質を管理、 計画書等の情報を厚生労働省に提出した 場合
	273円／月 270円／月	*計画について医師が説明し、利用者の同意 を得た場合
短期集中個別リハビリテーション 実施加算	110円／日	*退院(所)日又は認定日より3月以内の期間 に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合

退院時共同指導加算	600円／回	*病院又は診療所に入院中の者が退院するにあたり、事業所の医師又は理学療法士等が、退院前カンファレンスに参加し、病院又は診療所の主治医、理学療法士等との間で、当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又は家族に対して在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を通所リハビリテーション計画に反映させた場合
サービス提供体制強化加算	22円／日	*介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が70%以上
介護職員等処遇改善加算	—	*1月につき、所定単位数の8.6%を加算

〈介護予防通所リハビリテーション〉

○基本料金

※送迎・入浴は基本料金に含む。

要支援1	2, 268円／月	(定額)
要支援2	4, 228円／月	(定額)

○加算料金

退院時共同指導加算	600円／回	*病院又は診療所に入院中の者が退院するにあたり、事業所の医師又は理学療法士等が、退院前カンファレンスに参加し、病院又は診療所の主治医、理学療法士等との間で、当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又は家族に対して在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を介護予防通所リハビリテーション計画に反映させた場合
サービス提供体制強化加算 (要支援1)	88円／月	*介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が70%以上
(要支援2)	176円／月	— *1月につき、所定単位数の8.6%を加算

(2) その他の利用料

食 費 (昼食) 700円／日 (食材料費+調理費相当)

(3) 支払い方法

- ・原則として、口座振替にてお支払いいただきます。毎月末締めで、翌月10日までに指定された住所へ請求書を郵送しますので、振替日（毎月16日、休業日の場合は翌営業日）までに、ご登録口座にご準備下さい。領収書は、翌月に請求書を郵送する際同封致します。
- ・月途中に利用終了された場合は、窓口にて現金でのお支払いとなります。

個人情報の利用目的

(令和7年9月1日現在)

老人保健施設 成幸苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅（介護予防）サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書

老人保健施設 成幸苑の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用するにあたり、介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

〈利用者〉

〒

住 所

氏 名

〈利用者の身元引受人〉

〒

住 所

氏 名

老人保健施設 成幸苑
施設長 中島洋二 殿

【本約款第6条の請求書及び領収書の発行先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

【本約款第10条2項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	